

## 役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

平成22年6月10日 評議員会決議

平成26年7月28日 評議員会決議

令和2年6月24日 評議員会決議

(目的)

**第1条** この規程は、公益財団法人公正取引協会（以下「本協会」という。）定款第19条及び第36条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることにより、報酬及び費用の支出の妥当性と透明性を確保することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号の掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「役員」とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 「常勤の理事」とは、役員のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 「非常勤役員」とは、役員のうち常勤の理事以外のものをいう。
- (4) 「報酬等」とは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に規定する報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 「費用」とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の支給)

**第3条** 非常勤役員及び評議員には、その職務執行の対価として、出席謝金（1回10,000円（税抜き））を支給する。

- 2 常勤の理事には、定例役員報酬を支給する。
- 3 役員等に対して、本協会より特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した場合、講師謝金及び執筆謝金を支給する。
- 4 役員等には、役員賞与を支給しない。

(定例報酬の額の決定)

**第4条** 常勤の理事の定例報酬年間総額の上限は、1,800万円とし、各々の役員の年俸は別表の常勤理事俸給表のうちから、会長が理事会の決議を得て、決めるものとする。

(定例報酬の支給)

**第5条** 定例報酬の支給日は、毎月16日（16日が休日の場合はその日に最も近い休日でない日）とする。

- 2 定例報酬は、法令に基づき控除するべきものを控除し、その残額を通貨又は常勤の理事

が指定する自己名義の銀行預金口座への振込みにより支給する。

(費用)

**第6条** 役員等がその職務の遂行に伴い発生する費用を支給する。

2 常勤の理事には、事務局職員の給与規程及び旅費規程に準じて通勤手当及び旅費を支給する。

(退職金)

**第7条** 常勤の理事が退職したときは、退職金を支給する。

2 退職金の額は、在任期間中の本俸月額に在任期間の年数を乗じて得た金額とする。

なお、在任期間中に本俸月額の異なる期間があるときは、それぞれの本俸月額の期間ごとに、上記の方法により金額を計算し、その合算額を退職金の額とする。

3 在任期間の年数の計算は、就任日の属する月から起算して退職日の属する月までの日数により計算するものとし、1か年未満の端数月が生じた場合は当該月数を12で除した割合で計算するものとする。

なお、本俸月額の異なる期間があるときで、当該期間について1か年未満の端数月が生じた場合は当該月数を12で除した割合で計算するものとする。

(改正)

**第8条** この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

**附 則** この規程は、令和2年7月報酬支給月から施行する。

別 表

常勤理事俸給表 (単位：円)

号俸	年額
1	12,000,000
2	13,000,000
3	14,000,000
4	15,000,000
5	16,000,000
6	17,000,000
7	18,000,000